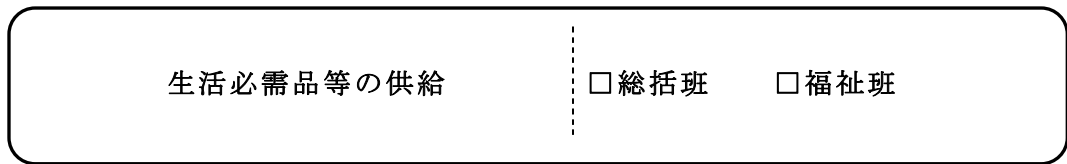


## 第15節 生活必需品等の供給



### 【基本方針】

東日本大震災では災害対策本部となる市町村自体が被災し、応急対策機能を一時的に喪失した。このため、備蓄物資並びに全国から続々と寄せられる救援物資が被災者にタイムリーに供給されずに大きな混乱が発生した。

市はこうした災害教訓を踏まえ、被災者に対する寝具、被服、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）に関し、平常時から調達業者等と供給協定を締結しておくとともに、調達業者や調達可能量の把握に努めることによって、災害時における速やかな確保と円滑な配給を期する。

なお、生活必需品等の供給における基本的考え方は以下のとおりとする。

- 1) 生活必需品等の供給は、物資の欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある避難行動要支援者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- 2) 供給当初は、市や県において備蓄されている物資を配布することとするが、落ち着いた段階では協定業者から生活必需物資を調達し配布する。協定業者に依頼する場合、物資の調達だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市職員による直接的な調達・配送活動は災害対策要員の確保という観点から、緊急または物資の管理上の必要な場合を除いて最小限にとどめる。
- 3) 市民に対して以下のような対応を要請する。
  - ア. 2～3日間は、原則として市民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。
  - イ. 市民相互で助け合い、被災程度の小さい自治会は被災が大きい自治会を支援する。
  - ウ. 在宅の避難行動要支援者への生活必需品等の配送等は地域で対応する。
- 4) 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別・避難所別・世帯別等に配給計画をたてて、自主防災組織やボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。
- 5) 被害の状況によっては、避難生活が長期間にわたることとなる。被災者に対する生活必需品等の支給活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織は市が実施する生活必需品等の配布活動に協力する。
- 6) 救援物資（義援品）の取り扱いについては、一般災害対策：第Ⅳ編第3章第2節第4項「義援金品の受付及び配分等」に準ずる。

地震・津波災害時における生活必需品等の供給対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第12節「生活必需品等供給計画」に準ずる。